



# 島根県報

平成25年8月6日(火)

号外第126号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【選管告示】**

個人演説会を開催することができる施設の指定	2
個人演説会を開催することができる施設の変更	2
個人演説会を開催することができる施設の指定の取消し	2

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示****島根県選挙管理委員会告示第48号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設として指定した旨、浜田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 8 月 6 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
島根県西部総合福祉センター	浜田市野原町1826番地 1	平成25年 7 月 9 日
ふれあいジムかなぎ	浜田市金城町七条イ982番地	平成25年 7 月 9 日

**島根県選挙管理委員会告示第49号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設を変更した旨、美郷町選挙管理委員会及び津和野町選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 8 月 6 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設の名称	変更事項	変 更 内 容	
		変 更 前	変 更 後
浜原隣保館	施設の所在地	邑智郡美郷町浜原319番地18	邑智郡美郷町浜原122番地
津和野町コミュニティセンター	施設の名称	津和野コミュニティセンター	津和野町コミュニティセンター
	施設の所在地	鹿足郡津和野町後田口66番地 2	鹿足郡津和野町後田口66番地乙

**島根県選挙管理委員会告示第50号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する施設の指定を取り消した旨、安来市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 8 月 6 日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施 設 の 名 称	所 在 地	取 消 年 月 日
奥田原地域集会所	安来市広瀬町奥田原601番地 5	平成25年 6 月 2 日
菅原地区集落センター	安来市広瀬町菅原604番地	平成25年 6 月 2 日